相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県吉野郡大淀町大字新野二〇五番地、最後の住所奈良県吉野郡大淀町大字新野二〇五番地　被相続人　亡　主森シゲノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

奈良県橿原市八木町一丁目六番二三号大和信用金庫八木支店ビル四階

相続財産管理人　弁護士　野島　佳枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市倭文二一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙田　幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

鳥取県鳥取市西町一丁目二一〇番地東邦ビル四階

相続財産管理人　弁護士　吉田　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市西大寺中三丁目一二五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　十川一九二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

事務所広島県福山市西町一丁目一〇番六号フジイビル三階

相続財産管理人　司法書士　髙村　昌吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県福岡市東区大岳三丁目九番、最後の住所福岡県福岡市東区大岳三丁目二一番二号三〇八号室　被相続人　亡　川述　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番一九号福岡赤坂ビル六〇一号

相続財産管理人　弁護士　奥田　竜子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県杵島郡江北町大字惣領分一五九七番地、最後の住所佐賀県杵島郡江北町大字惣領分一五九七番地二　被相続人　亡　百﨑　忠和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十一月五日

佐賀県武雄市武雄町大字武雄七一七九番地一

相続財産管理人　弁護士　江頭　太一

公示送達

函館市石川中央土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知が到達されませんでしたので、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により通知書の送付に代えて当該通知の内容をつぎのとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　北海道函館市高盛町六番地

氏名　山田　満佐

住所　北海道函館市昭和二丁目三七番一三号

氏名　長谷川光則

住所　北海道函館市赤川町一七六番地

氏名　齊藤　武士

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、函館市石川中央土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

（教示）

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に函館市長に審査請求をすることができます。

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に函館市石川中央土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に函館市石川中央土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は省略し、それらを函館市石川中央土地区画整理組合事務所の掲示場所において掲示します。

平成二十六年十一月五日

北海道函館市石川町一目〇番二

函館市石川中央土地区画整理組合

理事長　西谷　幸光

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成26年11月５日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社高陽　②群馬県知事(4)5633　③代表取締役　南木哲雄　④群馬県佐波郡玉村町大字上福島384番地２　⑤1000万円　⑥群馬県知事　⑦群馬県佐波郡玉村町大字上福島384番地２　有限会社高陽　代表取締役　南木哲雄

①相鉄不動産販売株式会社　②国土交通大臣(3)6809　③代表取締役　阿部眞一　④神奈川県横浜市西区北幸二丁目９番14号　廃止した従たる事務所　神奈川県大和市中央一丁目１番10号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市西区北幸二丁目９番14号　相鉄不動産販売株式会社　代表取締役　阿部眞一

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年九月三十日確定給付企業年金法第八十六条第四号に該当し、終了しました。当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十六年十一月五日

東京都中央区八丁堀二丁目二〇番九号

東海興業株式会社確定給付企業年金

清算人　永井　武義

債権申出の公告（第三回）

当企業年金基金は規約型企業年金へ移行することにより、平成二十六年十月一日厚生労働大臣により解散の認可があったものとみなされましたので、当企業年金基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十一月五日

福岡県北九州市八幡東区大字前田字大塚一三二〇―四　日鉄エレックス企業年金基金

清算人　荒牧　和男